

運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ひまわり・コーポレーションが開設する地域共生型デイサービス そようの森（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業所地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 地域共生型デイサービス そようの森
- 二 所在地 〒861-3913 熊本県上益城郡山都町今 500

(従業者等の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも事業の提供にあたるものとする。

二 生活相談員 1名以上（常勤兼務 1名）

事業の利用等に関する相談及び調整を行うとともに利用者及びその家族等に日常生活に関する相談及び助言を行う。

三 看護職員 1名以上（非常勤含め）

看護職員は、利用者の健康管理に配慮し、地域の医療機関と連携し、利用者の健康増進の補助を行う。

四 介護職員 1名以上（非常勤含め）

利用者に対し、必要な身体の清拭、排泄介助等の身体介護を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上（非常勤含め）

機能訓練指導員は、機能訓練の提供、従業者に対する技術指導を行う。

(営業日及び営業時間、利用定員)

第6条 事業所の営業日及び営業時間、利用定員は次のとおりとする。

- 一 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、夏期（お盆期間中※不定期）の3日と、12月29日から1月3日までを除く。（祝日は通常どおり営業するものとする。）
- 二 営業時間 8時00分から17時00分までとする。
- 三 サービス提供時間 9時00分から16時00分まで
- 四 利用定員 事業の利用定員は、指定地域密着型通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業の利用者を合計して次の通りとする。

定員 10名

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- 一 送迎サービス 車椅子対応可
- 二 健康チェック 血圧、脈拍、体温、その日の健康状態をチェック
- 三 排泄 排泄の介助
- 四 機能訓練 物理療法、動的ストレッチ等
- 五 食事 食事の提供、配膳下膳、食事摂取介助、その他必要な食事介助
- 六 入浴 衣類着脱の介助、身体の清拭・洗髪・洗身、その他必要な入浴介助

(利用料など)

第8条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は山都町長が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額とする。

- 一 おむつ代・尿パット代については、おむつ・尿パットの提供を受けた場合、実費を徴収する。
- 二 その他、事業所において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 三 前項4項の利用料等の支払いを受けた時は、利用料とその他費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 四 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びに他の費用の内容及び金額に関し事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名及び押印を受けることとする。
- 五 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名及び押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、山都町内の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従って事業の提供を受けてもらうよう指示を行う。

従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
- 三 時間に遅れた場合には、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対処方法)

第12条 従業者は、事業の提供を行っている時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業所は、提供した事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 二 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 一 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での事業の提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 三 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための措置を適切に実施するための委員会の担当者を設置する。
- 二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、指針の見直しと開催時の記録を残すとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 三 虐待の防止のための指針を整備する。
- 四 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 五 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
- 六 事業所は、事業の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護す

る者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第17条 事業所は、事業において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- 一 感染症の予防及びまん延防止のための措置を適切に実施するための委員会の担当者を設置する。
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し指針の見直しと開催時の記録を残すとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
- 三 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 四 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 一 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 二 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第19条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急的にやむ負えない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

(身体拘束の適性化)

第20条 事業所は原則、身体拘束等を禁止しているが、緊急的にやむを得ない場合、次の3つの要件を全て満たしていた場合のみ、必要最小限の身体拘束を例外的に行う場合がある。また事業所が例外的に身体拘束を行った場合、その旨を記録し管轄の指定権者へ報告を行う。

- 一 切迫性 利用者又は、他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性があり、緊急性が著しく高い場合。
- 二 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。
- 三 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合。

(ハラスメント対策の強化)

第21条 事業者は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 一 事業所は、事業に関する記録を整備し、事業を提供した日から5年間保存するものとする。
- 二 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は利用者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第23条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を山都町へ届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由
- 三 現に事業を受けている者に対する措置
- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。